

旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金算定規則、旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則及びガス事業託送供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値（案）  
に対する意見公募要領

令和4年5月26日  
資源エネルギー庁  
電力・ガス事業部  
ガス市場整備室

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

ガス事業法（昭和29年法律第51号）、旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金算定規則（平成29年経済産業省令第19号）、旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則（平成29年経済産業省令第20号）及びガス事業託送供給約款料金算定規則（平成29年経済産業省令第22号）により、旧一般ガスみなしガス小売事業者、旧簡易ガスみなしガス小売事業者及び一般ガス導管事業者が料金の算定に用いる値については、経済産業大臣が別に告示することとしています。

このため、今般、上記省令に基づく料金の算定に用いる当該各値について直近の実勢を反映した値を算定し、告示するものです。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

「旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金算定規則、旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則及びガス事業託送供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値（案）」

3. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

(2) 窓口での配布

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室  
（東京都千代田区霞ヶ関 経済産業省別館5階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和4年5月26日（木）～令和4年6月24日（金）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 郵送

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8931

東京都千代田区霞が関1-3-1  
経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室  
パブリックコメント担当 あて

(2) FAX

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記のFAX番号宛にお送り下さい。

FAX番号：(03) 3580-8541

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス：[gas-iken@meti.go.jp](mailto:gas-iken@meti.go.jp)

（電子メールの件名を「旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金算定規則、旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則及びガス事業託送供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値（案）に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

## 6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

**「旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金算定規則、旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則及びガス事業託送供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値(案)」に対する意見**

[氏 名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住 所]	
[電話番号]	
[FAX番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）	
・ 意見内容	
・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）	